

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等  
に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を、単式蒸留焼酎については令和14年5月14日まで、単式蒸留焼酎以外の酒類については令和8年9月30日まで延長することとする。(第72条、第73条関係)
  - (1) 単式蒸留焼酎の軽減割合について、その年度の開始前1年間における沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用を受けた単式蒸留焼酎（以下「前年度特例適用単式蒸留焼酎」という。）の移出数量が200klを超え1,300kl以下の場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は100分の30、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は100分の20、令和11年5月15日以後は100分の10とし、前年度特例適用単式蒸留焼酎が1,300klを超える場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は100分の25、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は100分の15、令和11年5月15日以後は100分の5とする。
  - (2) 単式蒸留焼酎以外の酒類の軽減割合について、令和5年10月1日以後は100分の15とする。
  - (3) 軽減割合の変更の日前に酒類の製造場から免税で移出された酒類について、一定の場合に適用される税額の特例を定める。
- 2 次に掲げる沖縄の揮発油に係る特例措置の適用期限を2年延長することとする。
  - (1) 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第74条関係）
  - (2) 揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第74条の2関係）
- 3 酒税の手持品課税等に係る規定の整備を行うこととする。(第89条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)